

役・職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という。）の役員及び職員（以下「役・職員」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 役員とは、本会定款第10条第1項に規定する評議員、同第24条第1項に規定する理事及び監事、同31条第1項に規定する名誉会長及び顧問、同第41条第1項に規定する高知県スポーツ少年団の本部長、副本部長及び常任委員、同第43条第1項に規定する高知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会理事長、副理事長及び常任理事並びに同第45条第1項に規定する各種委員会の委員をいう。

2 職員とは、本会定款第46条に規定する事務局職員をいう。

(役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は、本会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を行ってはならない。

2 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役・職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、総務委員会及びコンプライアンス委員会を設置する。

(役・職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 役・職員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者（担当執行理事）は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長はコンプライアンス委員会の意見を聴取したうえで、厳正に定款第11条及び第29条、スポーツ少年団設置規程第13条並びに総合型地域スポーツクラブ連絡協議会設置規則第12条に基づく必要な措置をとるものとする。

2 前項の職員に関する対処は、本会職員服務規程の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(その他)

第7条 この規程の改正には理事会の決議を経て、評議員会の承認を要する。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 3 月 19 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 18 年 3 月 18 日から施行する。
- 3 この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
- 4 この規程は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 30 年 6 月 26 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日（名称変更）から施行する。
- 7 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。